

検察の正義と人権保障機能の行方

— 道徳教育と刑事法の原則の乖離

山本 聡 (神奈川工科大学教職センター)

はじめに

刑法は悪人を捕らえ懲らしめる法だと思われている。刑事法の原則：「推定無罪」「黙秘権」など「人権保障」機能や刑罰の「謙抑主義」を忘れがちだ。民衆の思い込みならいざ知らず、検察さえ人質司法を盾に「捏造」や「自白の強要」を迫り冤罪を生み出す過程が報道される。「謝罪をしない検察」との見出しは、罪の意識や反省を求める取り調べの反転として検察の人間性を非難する言葉となっている。何かがそうさせている、それは何か。

1. 検察の取り調べの実態

事例1) 交通事故加害者に虚偽供述させたとして元弁護士が横浜地検で取り調べ。黙秘を続け「ガキだよ」「社会性が欠けている」「嘘をつきやすい体質」など人格的非難を繰り返される⇒「黙秘権の保障の趣旨に反する」として東京地裁 110 万円の賠償。**事例2)** 太陽光発電関連会社の社長が黙秘したまま起訴(詐欺など)。東京地検特捜部の取り調べで「検察庁を敵視するってことは反社」「捜査機関がなめられたと思ったらどうするか分かるはず」「黙秘したらええ、損やけどな」などの言動が記録され。⇒ 民事賠償を提起。**事例3)** プレサンス冤罪事件。業務上横領事件の共犯として逮捕・起訴され拘置所に 248 日間勾留ご無罪確定。「検察なめんなよ」「小学生、幼稚園児だってわかってる」「ウソまみれ」「本当ににぶい人」など罵倒・恫喝。⇒ 国家賠償訴訟で検察は「覚えていない」など言い訳。大川原化工機冤罪事件なども同様。

2. 「黙秘」「推定無罪」の道徳と法教育の乖離

▼道徳教育：A (主に自分自身に関する事) 1) 自主・自律、自由と責任、2) 節度・節制、(小学校低学年では「うそをついたりごまかしたりしない」、中学年では「あやまちは素直にあらためる」)を、B (人とのかかわりに関する事) 6) 思いやり、7) 礼儀、8) 信頼、C (集団や社会とのかかわり)、10) 遵法精神・公德心、11) 公平・公正・社会正義 を学ぶ。多くの児童・生徒は、犯人が「黙秘」し「嘘をつく」のは悪いと認識(法務省法教育推進協議会(第8回)議事概要参照)。これに対し▼法教育：「指導する教師の無知と刑事法の原則をきちんと説明すべき」(過去の法と心理学会ワークショップで指摘)とされた。だが、児童・生徒には原則と言われても理解しがたい素朴な「なぜ」が残る。「無実の罪で濡れ衣を着せるようなことがあつては大変な不正義であり、許されない人権侵害と言わねばならない」(検察庁HP：検事正が答える裁判員裁判FAQ第2回)との正論は胸に響かない。「人を裁くこと」の起源は同胞への畏れである。

3. ニッポンの検察文化と大岡裁きの同質性

ハワイ大学比較犯罪学者 D-T ジョンソン「日本検察の正義観は“Uncommonly Justice”(翻訳「奸の悪い正義観」)」と表現。日本の検察は一貫して「犯罪者を正したい」という強い決意と同時に「公権力に従順な犯罪者」には「寛大な取り扱い」で犯罪者の改善更生を促進させているという。子どもたちに道徳が欠けているので「道徳」を特別の教科とした指針と同じ日本独特の法文化である。